新

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

３　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　市　民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	⑴　市防災会議及び災害対策本部に関すること。

旧

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

３　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　市　民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	⑴　市防災会議及び災害対策本部に関すること。

新

	(2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7)　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 （飯山消防署） 飯山市消防団	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　飯山市災害対策本部の業務に関すること。

３　県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （北信地方事務所）	(1)　長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（北信保健福祉事務所）	(1)　~~給水、~~医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
（北信建設事務所）	(1)　緊急輸送道路の確保に関すること。 (2)　道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。
長野県警察本部 （飯山警察署）	(1)　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2)　避難の勧告又は指示に関すること。 (3)　被災者の救出及び避難誘導に関すること。

旧

	(2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7)　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 （飯山消防署） 飯山市消防団	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　飯山市災害対策本部の業務に関すること。

３　県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （北信地方事務所）	(1)　長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（北信保健福祉事務所）	(1)　給水、医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
（北信建設事務所）	(1)　緊急輸送道路の確保に関すること。 (2)　道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。
長野県警察本部 （飯山警察署）	(1)　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2)　避難の勧告又は指示に関すること。 (3)　被災者の救出及び避難誘導に関すること。

新	旧
㈠　北信地方事務所 ㈡　飯山市（商工観光課） ㈢　岳北消防本部 ㈣　北信建設事務所 ㈤　北信保健福祉事務所 ㈥　各観光協会、索道協会 イ　内容 スキー場の危険箇所のパトロール	㈠　北信地方事務所 ㈡　飯山市（商工観光課） ㈢　岳北消防本部 ㈣　北信建設事務所 ㈤　北信保健福祉事務所 ㈥　各観光協会、索道協会 イ　内容 スキー場の危険箇所のパトロール
４　風水害に対する建築物等の安全性の確保 ⑴　浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。 ⑵　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 ⑶　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 ⑷　強風による落下物の防止対策を図る。 ⑸　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。	**４　風水害に対する建築物等の安全性の確保** ⑴　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 ⑵　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 ⑶　強風による落下物の防止対策を図る。 ⑷　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
５　ライフライン施設等の機能の確保 ⑴　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。 また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 ⑵　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。	**５　ライフライン施設等の機能の確保** ⑴　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。 また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 ⑵　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
６　災害応急対策等への備え ⑴　風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。 ⑵　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。 ⑶　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。 ⑷　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。	**６　災害応急対策等への備え** ⑴　風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。 ⑵　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。 ⑶　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。 ⑷　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

新	旧
第３節　情報の収集・連絡体制計画 災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。 **１　情報の収集・連絡体制の整備** ⑴　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。 ⑵　円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。 ⑶　学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。 ⑷　「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 ⑸　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 ⑹　災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 **２　情報の分析整理** ⑴　市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。 **３　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。 ⑵　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 ⑶　災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。 ⑷　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。 ⑸　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 ⑹　ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 ⑺　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。	**第３節　情報の収集・連絡体制計画** 災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。 **１　情報の収集・連絡体制の整備** ⑴　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。 ⑵　円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。 ⑶　学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。 ⑷　「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 ⑸　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 ⑹　災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 **２　情報の分析整理** ⑴　市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク、ＣＡＴＶ等の活用により災害情報等の共有化、市民への周知を図る。 ⑵　蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 **３　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。 ⑵　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 ⑶　災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。 ⑷　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。 ⑸　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 ⑹　ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 ⑺　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

新	旧
第２章　災害応急対策計画 **第１節　災害直前活動** 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。 **１　警報等の市民に対する伝達活動** 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 ⑴　特別警報発表時の対応 市は、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。 なお、周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 ⑵　特別警報以外の気象警報発表時の対応 ア　市は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。 イ　市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。 ⑶　土砂災害警戒情報発表時の対応 県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。 **２　市民の避難誘導対策** 風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 ⑴　市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。 特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。	**第２章　災害応急対策計画** **第１節　災害直前活動** 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。 **１　警報等の市民に対する伝達活動** 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 ⑴　特別警報発表時の対応 市は、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。 なお、周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 ⑵　特別警報以外の気象警報発表時の対応 ア　市は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。 イ　市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。 **２　市民の避難誘導対策** 風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 ⑴　市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。 特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

新

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

⑵　避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努めるものとする。

⑶　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

⑷　市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

⑸　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

⑹　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。

⑺　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

３　災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

⑴　水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

⑵　河川管理施設、農業用用排水施設、下水道等

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。

⑶　道　路

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

４　警報等の種類及び発表基準

⑴　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

ア　特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域にわけ発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要

旧

また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

⑵　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

⑶　市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

⑷　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

⑸　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。

⑹　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

３　災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

⑴　水防活動

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

⑵　河川管理施設、農業用用排水施設、下水道等

河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。

⑶　道　路

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

４　警報等の種類及び発表基準

⑴　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

ア　特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域にわけ発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要

新

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

⑶　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（平成28年10月31日現在）

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
飯山	294	257

注1)　50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
注2)　既往最大積雪深は、平成25年4月までの値。
注3)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（平成25年11月11日現在）

飯山市	府県予報区	長野県
	一次細分区域	北部

旧

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

⑶　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野	64	80
松本	55	78
諏訪	－	69
軽井沢	76	72
飯田	41	56
野沢温泉	392	353
信濃町	199	164
飯山	297	257
小谷	292	251
白馬	203	187
大町	117	117
菅平	149	148
開田高原	127	111

注1)　値が”－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
注2)　50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（平成25年11月11日現在）

発表官署	長野地方気象台
府県予報区	長野県

新

	市町村等をまとめた地域		中野飯山地域	
警報	大雨	（浸水害）	雨量基準	平坦地：３ 時間雨量60㎜ 平坦地以外：３ 時間雨量80㎜
		（ 土砂災害）	土壌雨量指数基準	84
	洪水		雨量基準	平坦地：３ 時間雨量60㎜ 平坦地以外：３ 時間雨量80㎜
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	千曲川［立ヶ花］
	暴風		平均風速	17m/s
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：３ 時間雨量40㎜ 平坦地以外：３ 時間雨量50㎜
			土壌雨量指数基準	75
	洪水		雨量基準	平坦地：３ 時間雨量40㎜ 平坦地以外：３ 時間雨量50㎜
			流域雨量指数基準	千曲川流域=57
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	千曲川［立ヶ花］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10 ℃以上2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20 mm以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度20％ で実効湿度55％＊1	
	なだれ		1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。 または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5 ℃以上高い、 または日降水量が15 mm以上	
	低温		夏期：平均気温が平年より4 ℃以上低く、かつ最低気温15 ℃以下が2日以上続く場合冬期：最低気温-14℃以下	
	霜		**早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下**	
	着氷		**著しい着氷が予想される場合**	
	着雪		**著しい着雪が予想される場合**	

旧

一次細分区域		北部			中部					南部		
市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合										
	暴風（平均風速）	17m/s										
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪（義波高）											
	高潮											
注意報	大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される場合										
	強風（平均風速）	13m/s										
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										

新

⑶　火災気象情報

ア　伝達系統

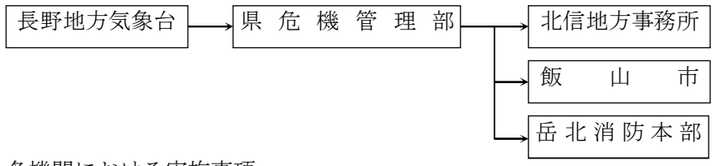

イ　各機関における実施事項

㈦　長野地方気象台が火災気象通報を発表したときは、県（危機管理防災課）に通報する。

㈠　危機管理防災課長は、⑴の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

⑷　土砂災害警戒情報

共同発表

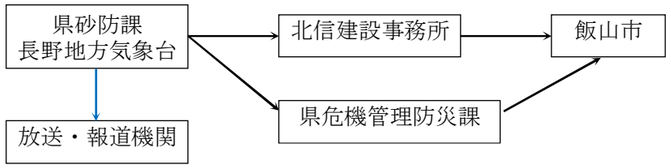

7　市における伝達系統

⑴　伝達系統図及び方法

ア　勤務時間中における伝達系統

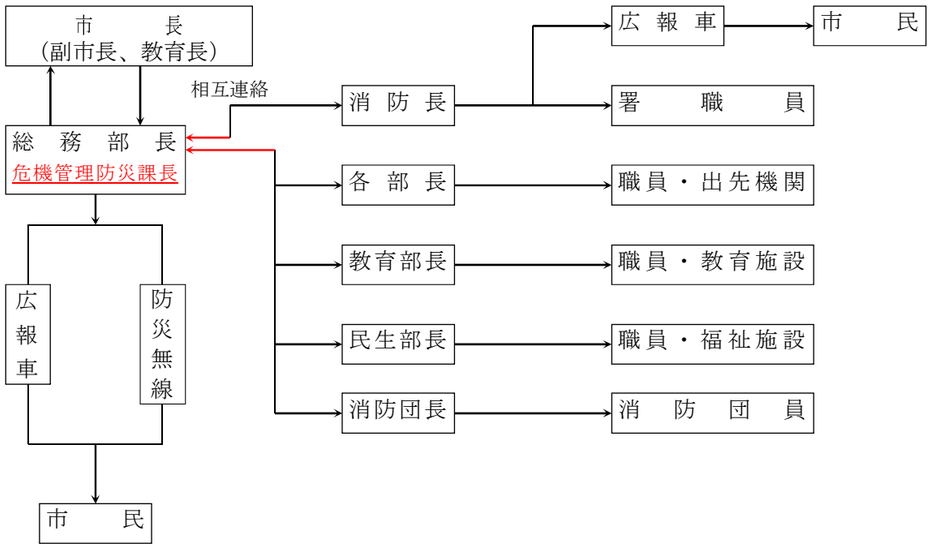

旧

⑶　火災気象情報

ア　伝達系統

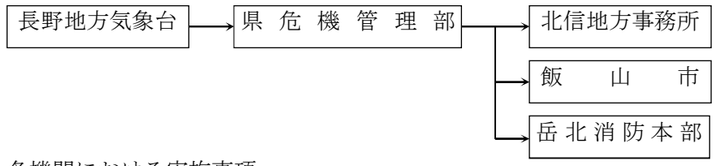

イ　各機関における実施事項

㈦　長野地方気象台が火災気象通報を発表したときは、県（危機管理防災課）に通報する。

㈠　危機管理防災課長は、⑴の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

⑷　土砂災害警戒情報

共同発表

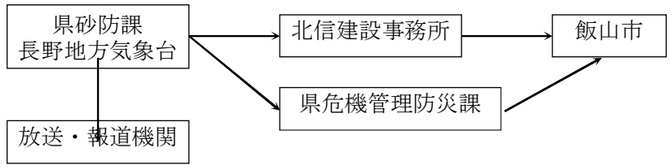

7　市における伝達系統

⑴　伝達系統図及び方法

ア　勤務時間中における伝達系統

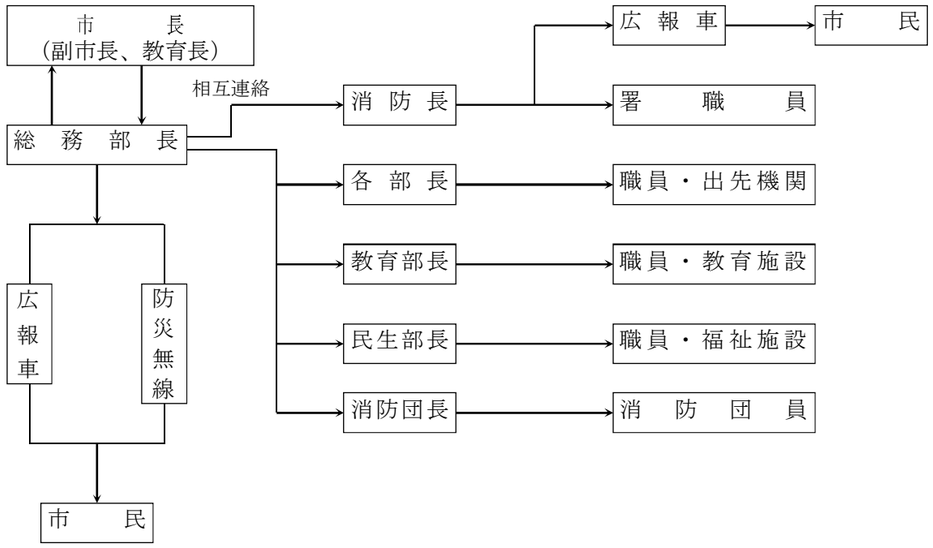

新

イ　休日、勤務時間外における伝達系統

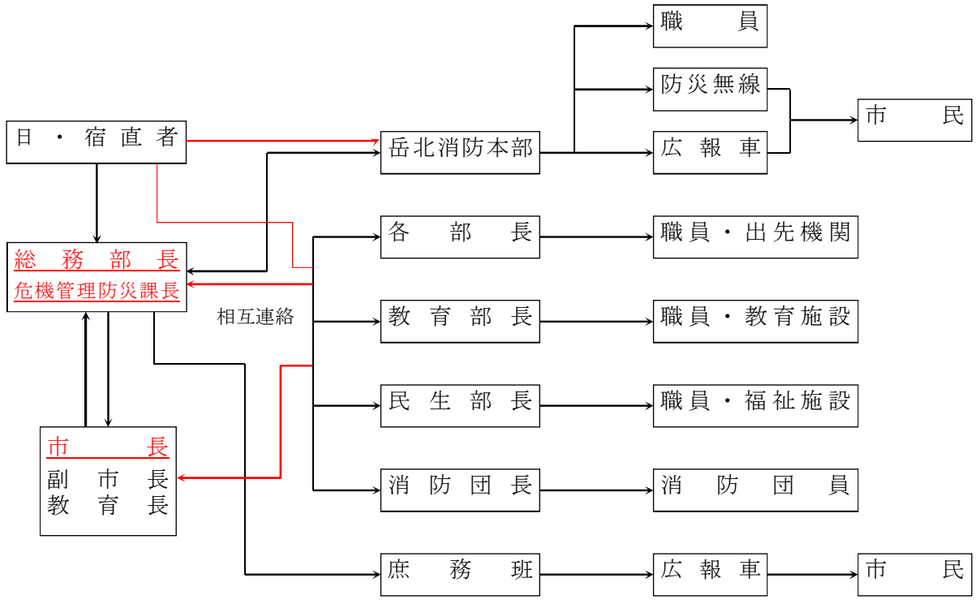

ウ　伝達要領

(ｱ)　勤務時間中の取扱い

a　伝達責任者

予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。

b　措置

(a)　総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。

(b)　連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。

(c)　総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送等により各部課長等に通知する。

(d)　各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

(ｲ)　休日、勤務時間外取扱い

a　伝達責任者

勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。

b　措置

(a)　宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。

(b)　以下(ｱ)に準じて措置する。

旧

イ　休日、勤務時間外における伝達系統

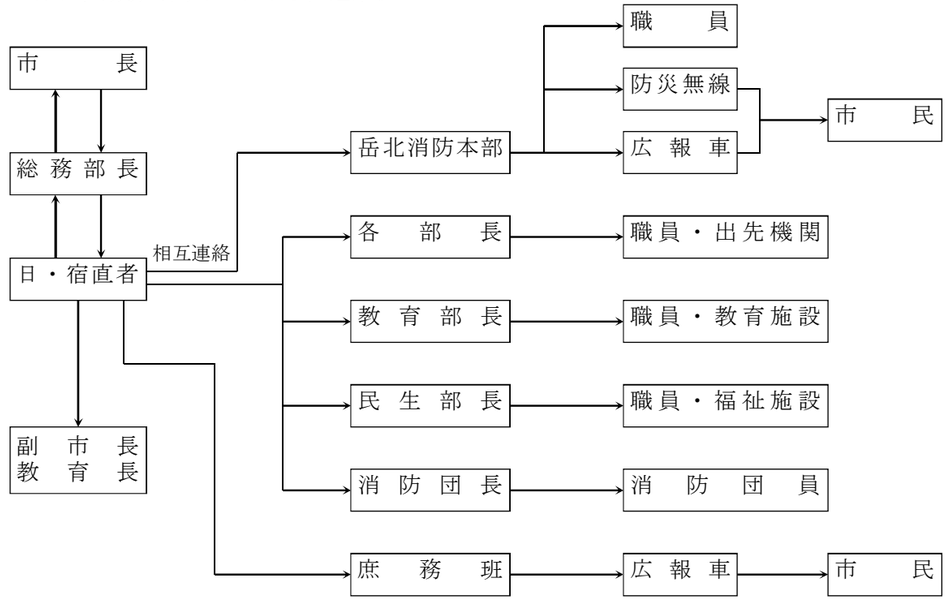

ウ　伝達要領

(ｱ)　勤務時間中の取扱い

a　伝達責任者

予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。

b　措置

(a)　総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。

(b)　連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。

(c)　総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送により各部課長等に通知する。

(d)　各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。

(ｲ)　休日、勤務時間外取扱い

a　伝達責任者

勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。

b　措置

(a)　宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。

(b)　以下(ｱ)に準じて措置する。

新

⑷　農業関係被害状況報告（様式５号）

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

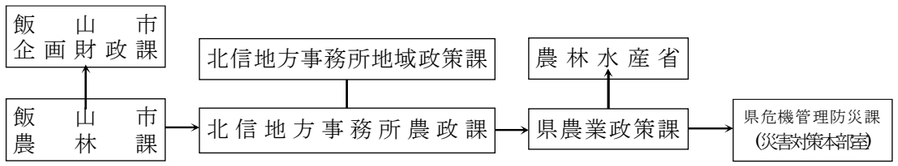

イ　農地・農業用施設被害状況報告

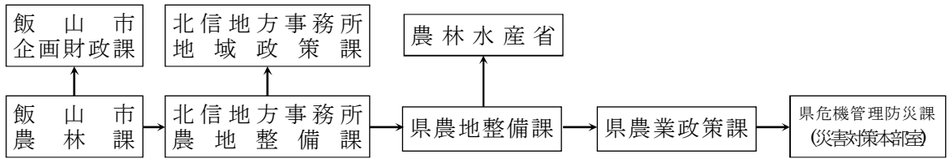

⑸　林業関係被害状況報告（様式６号）

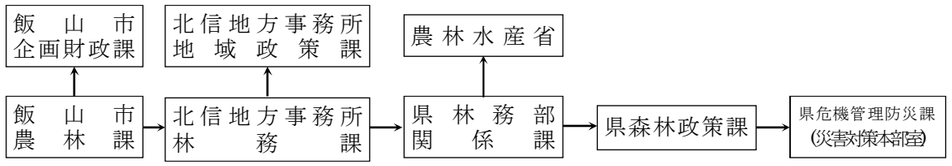

⑹　土木関係被害状況報告（様式７号）

ア　公共土木施設被害状況報告等

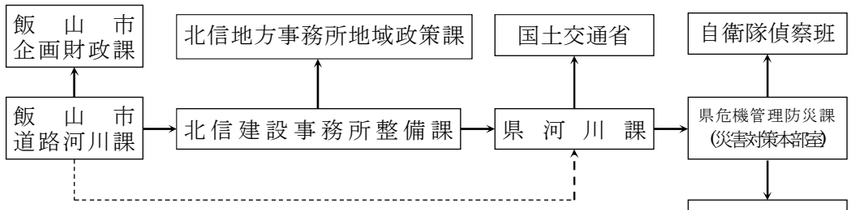

イ　土砂災害等による被害報告

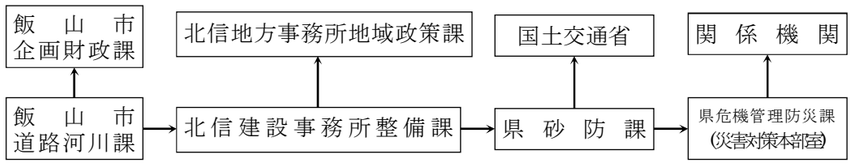

旧

⑷　農業関係被害状況報告（様式５号）

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

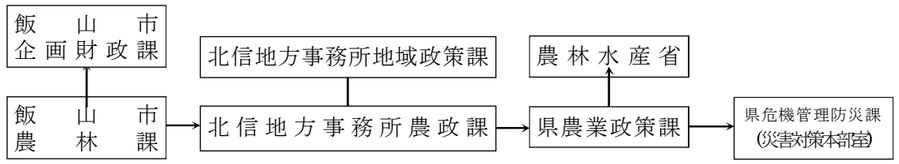

イ　農地・農業用施設被害状況報告

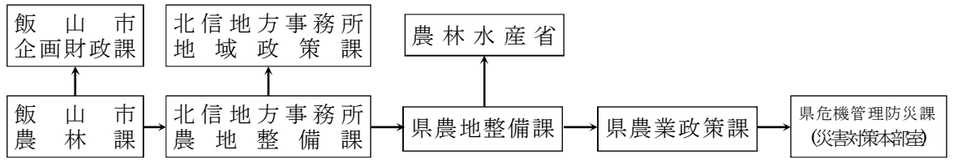

⑸　林業関係被害状況報告（様式６号）

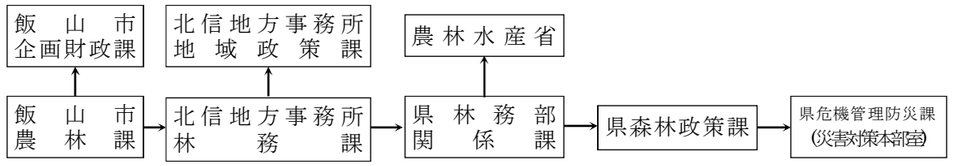

⑹　土木関係被害状況報告（様式７号）

ア　公共土木施設被害状況報告等

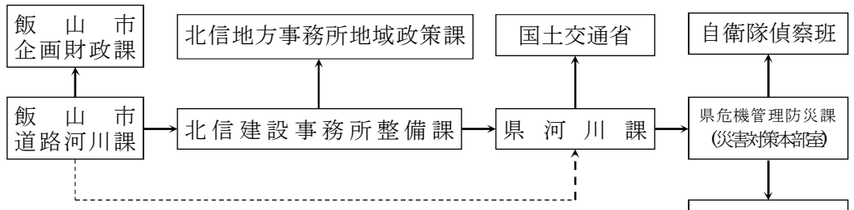

イ　土砂災害等による被害報告

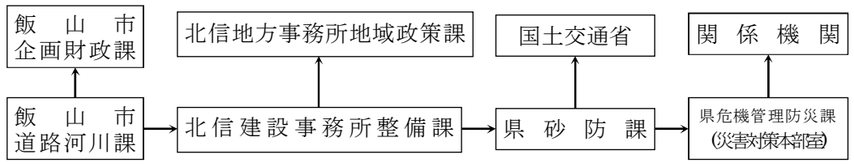

新

(7)　都市施設被害状況報告（様式８号）

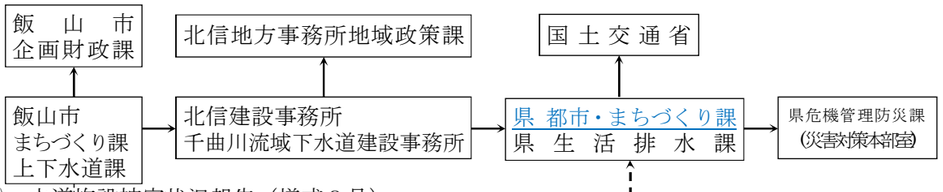

(8)　水道施設被害状況報告（様式９号）

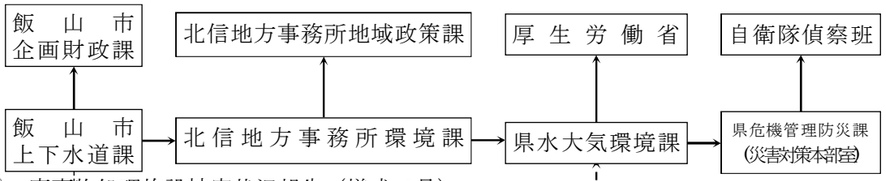

(9)　廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号）

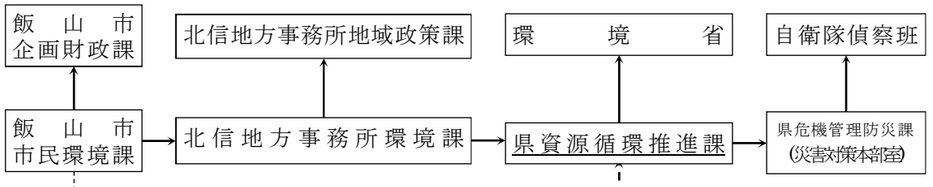

(10)　感染症関係報告（様式11号）

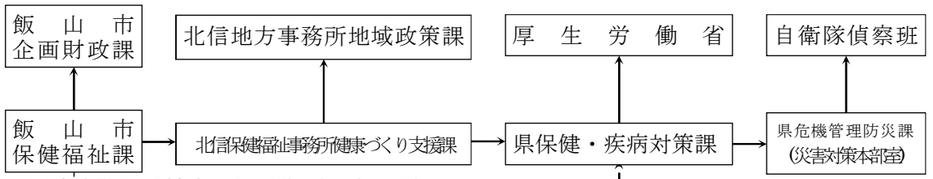

(11)　医療施設関係被害状況報告（様式12号）

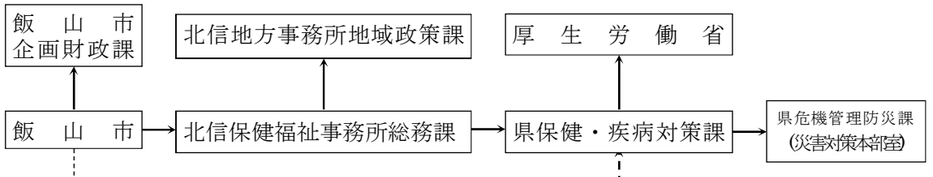

(12)　商工関係被害状況報告（様式13号）

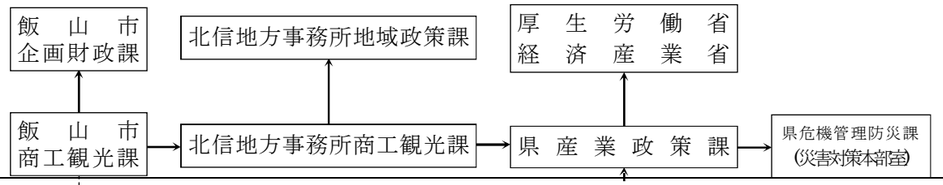

旧

(7)　都市施設被害状況報告（様式８号）

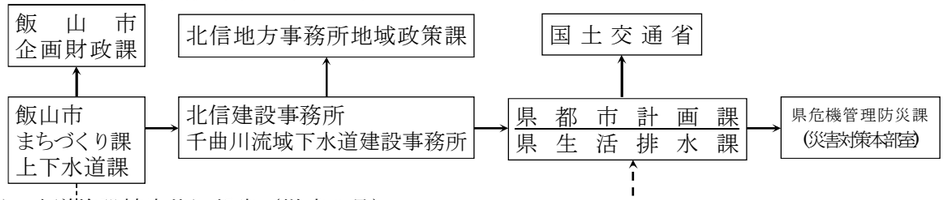

(8)　水道施設被害状況報告（様式９号）

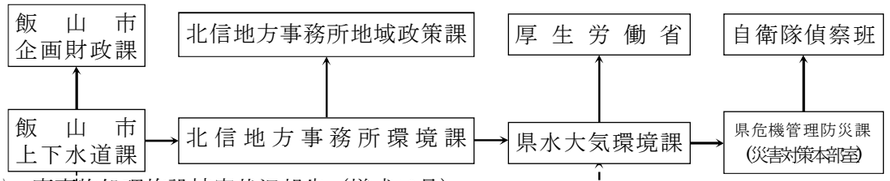

(9)　廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号）

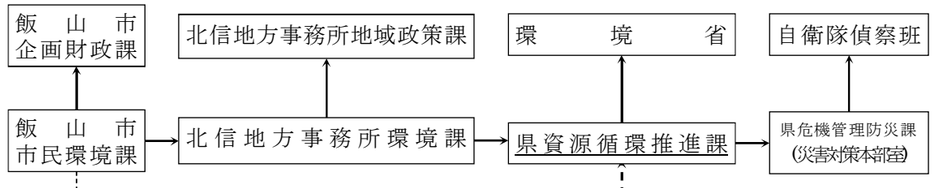

(10)　感染症関係報告（様式11号）

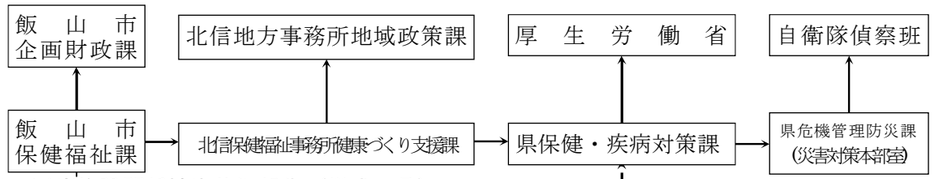

(11)　医療施設関係被害状況報告（様式12号）

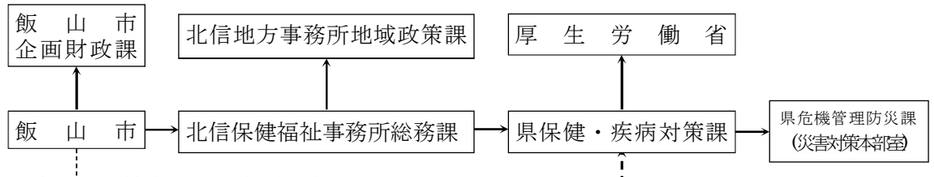
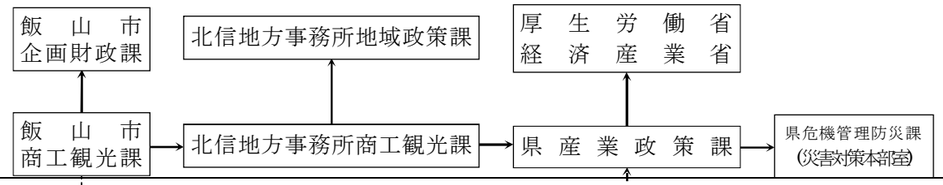
(12)　商工関係被害状況報告（様式13号）